

現行

修正案

[総 則]

[総 則]

現行	修正案
<p data-bbox="121 195 397 237"><b>1 節 目的等</b></p> <p data-bbox="106 310 329 342"><b>第1 計画の目的</b></p> <p data-bbox="106 407 1472 617">この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p data-bbox="106 627 1472 701">石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同計画と十分調整し、連携を図る。</p> <p data-bbox="106 896 329 928"><b>第2 計画の構成</b></p> <p data-bbox="759 940 819 972">(略)</p> <p data-bbox="106 1037 305 1068"><b>第3 災害想定</b></p> <p data-bbox="106 1127 1472 1201">この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。</p> <ol data-bbox="201 1218 676 1701" style="list-style-type: none"> <li>地震災害</li> <li>津波災害</li> <li>風水害</li> <li>海上災害</li> <li>航空災害</li> <li>鉄道災害</li> <li>道路災害</li> <li>危険物等災害</li> <li>高層建築物、地下街及び市街地災害</li> <li>林野火災</li> <li>原子力災害</li> </ol>	<p data-bbox="1484 195 1813 237"><b>第1 節 目的等</b></p> <p data-bbox="1484 310 1706 342"><b>第1 計画の目的</b></p> <p data-bbox="1484 407 2849 617">この計画は、災害対策基本法第40条（都道府県地域防災計画）及び<u>改正前の</u>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条（推進計画）の規定に基づき、大阪府の地域に係る防災（災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</p> <p data-bbox="1484 627 2849 837">石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条及び<u>災害対策基本法第2条</u>の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、<u>同区域に係る災害は、石油、高圧ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼす恐れがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く府民生活や経済活動に及ぶことから、</u>同計画と十分調整し、連携を図る。</p> <p data-bbox="1484 896 1706 928"><b>第2 計画の構成</b></p> <p data-bbox="2139 940 2199 972">(略)</p> <p data-bbox="1484 1037 1682 1068"><b>第3 災害想定</b></p> <p data-bbox="1484 1127 2849 1201">この計画においては、本府の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、産業の集中等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、次のとおり発生し得る災害を想定した。</p> <ol data-bbox="1578 1218 2053 1745" style="list-style-type: none"> <li>地震災害</li> <li>津波災害</li> <li>風水害</li> <li>海上災害</li> <li>航空災害</li> <li>鉄道災害</li> <li>道路災害</li> <li>危険物等災害</li> <li>高層建築物、地下街及び市街地災害</li> <li>林野火災</li> <li>原子力災害</li> <li><u>竜巻災害</u></li> </ol>

## 第2節 防災の基本方針

災害が発生しやすい我が国にあって、多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件をあわせ持つ大阪府において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

特に、現在においては、21世紀の半ばまでに極めて高い確率で発生するとされている東海・東南海・南海地震や非常に強い揺れをもたらす直下型地震、大規模風水害による大きな被害が懸念されるとともに、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害を教訓とし、府域における防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる必要があり、中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。

そこで、自然災害対策にあっては、その様々な災害リスクを府民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラスの自然災害にあっては、住民の生命を守ることを最優先として、避難対策や住民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせた多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

なお、災害の予防・被害軽減を図るためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、国、公共機関、府、市町村、住民、事業者等が相互に連携し、最善の対策をとることが必要であり、それぞれが積極的かつ計画的に行動するとともに、相互協力を積み重ね、災害の予防と被害軽減を実現していくよう努めなければならない。

このため、大阪府では、予防対策・応急対策の各段階ごとに各主体が実施すべき取組みを定め、計画的に防災対策を進めていくとともに、その推進にあたっては、国・市町村その他の防災関係機関に加え、住民や民間事業者など多様な主体と連携を密にし進めていく。

また、大規模な災害による被害の軽減のためには、多くの対策が必要であり、中長期的な視点から継続的に取組まなければならないものも多い。

そこで、大阪府では、災害により発生した被害の拡大を極力防止する対策（応急対策中心）の充実に努めるとともに、民間とも十分に連携しながら、中長期的な観点から被害発生を軽減できるような対策（予防対策中心）もあわせて進める。

以上を基本方針とし、府域における防災対策を進める。

## 第2節 防災の基本方針

我が国の成長を支える大都市・大阪において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。大阪府防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、府域における災害対策を進めてきた。今般、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらす恐れが明らかとなったことから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据えることとした。具体的には、Ⅰ 命を守る、Ⅱ 命をつなぐ、Ⅲ 必要不可欠な行政機能の維持、Ⅳ 経済活動の機能維持、Ⅴ 迅速な復旧・復興の5つを基本方針として対策を講じていくこととする。そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

各段階では、まず災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。レベル1の地震・津波に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。但し、大阪には880万人にも及ぶ多くの人口が集中するとともに、被害によって大阪が機能不全に陥ると、全国的にみても、社会・経済的に多大な影響を与えることが懸念されることから、特に津波対策の根幹をなす防潮堤対策等については、より安全を重視したレベル1+αのハード対策に取り組むこととする。

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

以上を基本方針として、大阪府域における災害対策を進めることとする。

### 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

#### 第1 防災関係機関の基本的責務

##### 1 府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。

##### 2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

##### 3 関西広域連合

関西広域連合は、府を含めた関西圏域における防災の責任主体として、府域において、大規模広域災害が発生した際には、府の要請に基づき、関西圏域（関西広域連合構成府県及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援に対する受援の調整等を行い、かつ防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

#### 4 指定地方行政機関 及び 5 指定公共機関、指定地方公共機関 (略)

#### 第2 防災関係機関の業務大綱

##### 1 府

###### (1) 政策企画部（危機管理室）

□府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること

### 第3節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

#### 第1 防災関係機関の基本的責務

##### 1 府

府は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援しかつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

##### 2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、住民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

##### 3 関西広域連合

関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県、三重県及び奈良県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。

#### 4 指定地方行政機関 及び 5 指定公共機関、指定地方公共機関 (略)

#### 第2 防災関係機関の業務大綱

##### 1 府

###### (1) 大阪府市大都市局

□大阪市災害対策本部危機管理部の分掌事務に関すること

###### (2) 政策企画部（危機管理室）

□府の防災・危機管理対策の総合調整に関すること

- 大阪府防災会議の事務に関する事
- 大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- 市町村等防災関係機関との調整に関する事
- 市町村地域防災計画の指導に関する事
- 消防計画の指導に関する事
- 消防力の強化に関する事
- 消火活動に係る広域応援に関する事
- 救助・救急活動に関する事
- 自主防災組織体制の整備に関する事
- ボランティアの活動環境の整備に関する事
- 防災に係る教育、訓練に関する事
- 防災拠点の管理・運営に関する事
- 防災行政無線の整備等に関する事
- 被害情報の収集・伝達に関する事
- 災害記録に関する事
- 災害救助法に関する事
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事
- 被災者生活再建支援法に関する事
- 避難収容に関する事
- 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 義援物資に関する事
- 緊急調査班の編成に関する事
- 国・市町村との連絡に関する事
- 自衛隊との連絡、調整に関する事
- 他府県との相互応援に関する事
- 津波対策に関する事
- 危険物の防災対策に関する事
- 高圧ガス・火薬類の防災対策に関する事
- 環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- 安定ヨウ素剤の整備・保管に関する事

(2) 政策企画部（危機管理室以外）

（略）

(3) 総務部

- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- 自然災害防止事業債に関する事
- 情報技術の支援に関する事

- 大阪府防災会議の事務に関する事
- 大阪府災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- 市町村等防災関係機関との調整に関する事
- 市町村地域防災計画の指導に関する事
- 消防計画の指導に関する事
- 消防力の強化に関する事
- 消火活動に係る広域応援に関する事
- 救助・救急活動に関する事
- 自主防災組織体制の整備に関する事
- ボランティアの活動環境の整備に関する事
- 防災に係る教育、訓練に関する事
- 防災拠点の管理・運営に関する事
- 防災行政無線の整備等に関する事
- 被害情報の収集・伝達に関する事
- 災害記録に関する事
- 災害救助法に関する事
- 災害弔慰金の支給等に関する法律に関する事
- 被災者生活再建支援法に関する事
- 避難行動に関する事
- 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関する事
- 救助物資等の緊急輸送に関する事
- 義援物資に関する事
- 緊急調査員<sup>員</sup>の編成に関する事
- 国・市町村との連絡に関する事
- 自衛隊との連絡、調整に関する事
- 他府県との相互応援に関する事
- 津波対策に関する事
- 危険物の防災対策に関する事
- 高圧ガス・火薬類の防災対策に関する事
- 環境放射線モニタリング設備等の整備及び維持、管理に関する事
- 緊急時環境放射線モニタリングに関する事
- 安定ヨウ素剤の整備・保管に関する事

(3) 政策企画部（危機管理室以外）

（略）

(4) 総務部

- 情報技術の支援に関する事
- 災害時における職員の服務等に関する事
- 職員参集状況の把握に関する事

- 災害時における職員の服務等に関する事
- 職員参集状況の把握に関する事
- 府税事務所（府民センター内設置）との連絡に関する事
- 府税の減免に関する事
- 災害時における他部局及び市町村の応援に関する事
- 被災市町村の行財政の指導、資金措置に関する事
- 車両の調達計画に関する事
- 庁舎等の防災に関する事
- 災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事

**(4) 府民文化部**

- 災害広報に関する事
- 府民からの相談に関する事
- 物価の監視・安定に関する事
- 私立学校における防災計画等についての状況把握に関する事
- 公立大学法人大阪府立大学の防災に関する事
- 海外からの支援団の活動支援に関する事
- 外国政府関係機関等との連絡調整に関する事

**(5) 福祉部 ～ (10) 住宅まちづくり部**

(略)

**(11) 会計局**

- 災害救助基金の出納に関する事

**(12) 教育委員会**

(略)

**2 大阪府警察**

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- 交通規制・管制に関する事
- 広域応援等の要請・受入れに関する事
- 遺体の検視（見分）等の措置に関する事
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事

- 災害時における他部局及び市町村の応援に関する事
- 被災市町村の行財政の指導、資金措置に関する事
- 車両の調達計画に関する事
- 庁舎等の防災に関する事
- 災害時の緊急物資・資機材の調達に関する事

**(5) 財務部**

- 災害対策関係予算その他財務に関する事
- 自然災害防止事業債に関する事
- 府税の減免に関する事

**(6) 府民文化部**

- 災害広報に関する事
- 府民からの相談に関する事
- 物価の監視・安定に関する事
- 私立学校等における防災計画等についての状況把握に関する事
- 大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校の防災に関する事
- 海外からの支援団の活動支援に関する事
- 外国政府関係機関等との連絡調整に関する事

**(7) 福祉部 ～ (12) 住宅まちづくり部**

(略)

**(13) 会計局**

- 緊急時の財務処理に関する事

**(14) 教育委員会**

(略)

**2 大阪府警察**

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事
- 被災者の救出救助及び避難指示に関する事
- 交通規制・管制に関する事
- 広域応援等の要請・受入れに関する事
- 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事

災害資機材の整備に関すること

3 市町村 及び 4 関西広域連合  
(略)

5 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- 管内各府県警察の指導・調整に関すること
- 他管区警察局との連携に関すること
- 情報の収集及び連絡に関すること
- 警察通信の運用に関すること
- 管区広域緊急援助隊の訓練及び広域応援・派遣に伴う調整に関すること

(2) 近畿総合通信局  
(略)

(3) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること

(4) 近畿財務局 ～ (9) 近畿中国森林管理局  
(略)

(10) 近畿経済産業局

- 工業用水道の復旧対策の推進に関すること
- 所管事業者等に対する予防体制確立の指導等に関すること
- 生活必需品等の調達体制の整備に関すること
- 災害対策物資の適正な価格の確保及び円滑な供給に関すること
- 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
- 生活必需品・復旧資材等の供給の確保に関すること
- 電気・ガス事業に関する復旧対策の推進に関すること
- 被災中小企業の復旧資金の確保・あっせん等に関すること

(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ (15) 第五管区海上保安本部  
(略)

(16) 近畿地方環境事務所

災害資機材の整備に関すること

3 市町村 及び 4 関西広域連合  
(略)

5 指定地方行政機関

(1) 近畿管区警察局

- 情報収集及び連絡に関すること
- 警察災害派遣隊の派遣等広域的な支援に関すること
- 警察通信の運用に関すること
- 関係府県警察の警察活動に関する調整等に関すること

(2) 近畿総合通信局  
(略)

(3) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること
- 防災知識の普及・啓発に関すること
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

(4) 近畿財務局 ～ (9) 近畿中国森林管理局  
(略)

(10) 近畿経済産業局

- 工業用水道の復旧対策の推進に関すること
- 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関すること
- 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関すること
- 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関すること

(11) 中部近畿産業保安監督部近畿支部 ～ (15) 第五管区海上保安本部  
(略)

(16) 近畿地方環境事務所

- 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

（略）

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 郵便事業株式会社新大阪支店及び郵便局株式会社大阪中央郵便局

（略）

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下、この計画において「西日本旅客鉄道株式会社等」という。） ～ (6) 日本放送協会（大阪放送局）

（略）

(7) 西日本道路株式会社（関西支社）

（略）

(8) 独立行政法人水資源機構（関西支社） ～ (13) 関西電力株式会社

（略）

(14) 関西国際空港株式会社

- 空港島周辺の航空機災害の予防に関すること
- 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- 空港島周辺の航空機災害の応急対策に関すること
- 災害時における輸送確保に協力すること
- 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること

(15) 独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所 ～ (19) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者

（略）

(20) 社団法人大阪府医師会

（略）

(21) 社団法人大阪府歯科医師会

（略）

(22) 社団法人大阪府薬剤師会

（略）

- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

6 自衛隊（陸上自衛隊第3師団）

（略）

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社近畿支社

（略）

(2) 西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部）（以下、この計画において「西日本旅客鉄道株式会社等」という。） ～ (6) 日本放送協会（大阪放送局）

（略）

(7) 西日本高速道路株式会社（関西支社）

（略）

(8) 独立行政法人水資源機構（関西支社） ～ (13) 関西電力株式会社

（略）

(14) 新関西国際空港株式会社

- 空港周辺の航空機災害の予防に関すること
- 空港施設の応急点検体制の整備に関すること
- 空港周辺の航空機災害の応急対策に関すること
- 災害時における輸送確保に協力すること
- 災害時における航空機輸送の安全確保と空港施設の機能確保に関すること

(15) 独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所 ～ (19) 各地方鉄道・軌道、各乗合旅客自動車運送事業者

（略）

(20) 一般社団法人大阪府医師会

（略）

(21) 一般社団法人大阪府歯科医師会

（略）

(22) 一般社団法人大阪府薬剤師会

（略）



(23) 社団法人大阪府看護協会

(略)

(24) 財団法人大阪府消防協会

(略)

(25) 各民間放送株式会社

(略)

(26) 社団法人大阪府トラック協会

(略)

(27) 大阪府道路公社

(略)

(28) 社団法人大阪府エルピーガス協会

(略)

(29) 大阪広域水道企業団

(略)

## 7 原子力事業者

- 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること
- 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること
- 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること  
(以下略)

(23) 公益社団法人大阪府看護協会

(略)

(24) 公益財団法人大阪府消防協会

(略)

(25) 各民間放送株式会社

(略)

(26) 一般社団法人大阪府トラック協会

(略)

(27) 大阪府道路公社

(略)

(28) 一般社団法人大阪府 L.Pガス協会

(略)

(29) 大阪広域水道企業団

(略)

## 7 原子力事業者

- 原子力事業所及びその周辺等の安全性の確保に関すること
- 原子力防災組織の設置及び原子力防災要員の配置に関すること
- 特定事象（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）及び原子力緊急事態時の情報の収集、連絡体制の整備に関すること  
(以下略)

## 第4節 住民、事業者の基本的責務

### 第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・災害時要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めなければならない。

### 第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（**Business Continuity Plan**、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

### 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開 (略)

## 第4節 住民、事業者の基本的責務

### 第1 住民の基本的責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であることから、住民はその自覚を持ち、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

### 第2 事業者の基本的責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（**Business Continuity Plan**、以下「BCP」という。）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

### 第3 住民・事業者・公共機関等の連携による府民運動の展開 (略)

## 第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。  
なお、原子力災害に係る箇所<sup>1</sup>の修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。  
各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。

## 第5節 計画の修正

大阪府防災会議は、災害対策基本法第40条及び原子力災害対策特別措置法第28条の規定に基づき、大阪府地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるとともに、各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年大阪府防災会議が指定する期日までに、計画修正案を大阪府防災会議に提出するものとする。

一方、市町村防災会議は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、府・市町村・指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市町村に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

〔注 記〕

本計画における用語について

- 住 民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。
- 災害時要援護者・・・災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保などを、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人などをいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 沿岸市町・・・・・・・・津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)の規定により、府知事が指定した津波災害警戒区域を管内に含む市町をいう。
- 関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県をもって組織する広域連合（地方自治法に規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に係る機関をいう。
- 第五管区海上保安本部等・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
- 原子力事業者等・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）をいう。

〔注 記〕

本計画における用語について

- 住 民・・・・・・・・府域に住所を有する者、他府県から府の地域に通学・通勤する者及び災害時に府の地域に滞在する者等を含める。
- 要配慮者・・・・・・・・高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
- 避難行動要支援者・・・・・・・・要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者をいう。
- 市町村・・・・・・・・市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
- 関係市町・・・・・・・・原子力災害予防対策においては、原子力事業所の区域を管轄する市町及び原災法第7条第2項後段でいう関係周辺市をいう。原子力災害応急対策及び原子力災害復旧対策においては、原災法第15条第2項により公示される緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下「緊急事態応急対策実施区域」という。）を管轄する（した）市町をいう。
- 沿岸市町・・・・・・・・津波浸水想定（平成25年8月19日設定）に基づき、浸水区域を管内に含む市町をいう。
- 関西広域連合・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもって組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
- 防災関係機関・・・国、府、市町村、関西広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう
- 関係機関・・・・・・・・防災関係機関以外でその分野における防災に係る機関をいう。
- 第五管区海上保安本部等・・・第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地をいう。
- 自衛隊・・・・・・・・陸上、海上、航空自衛隊をいうが、府域は陸上自衛隊第3師団の警備地区内となっている。
- ライフライン・・・上水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。
- 原子力事業者等・・・原災法第2条第3号で指定される原子力事業者及び核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線事故）予防対策、応急対策及び事後対策は、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者をいう。）をいう。